

## 山口市新本庁舎広告付デジタルサイネージ設置業務 仕様書

### 1. 一般事項

#### (1) 業務名

山口市新本庁舎広告付デジタルサイネージ設置業務

#### (2) 貸付場所等

所在地	山口市亀山町2番1号
貸付場所	山口市役所新本庁舎 1階ロビー (別紙「設置位置図」参照) ※令和9年4月頃から、市民交流棟総合案内周辺に移動予定
貸付面積	床面 横4.0m×奥行0.8m 3.2 m <sup>2</sup>
開庁時間	午前8時30分～午後5時15分 ※木曜日は一部の窓口のみ午後7時まで延長 (予定)
閉庁日	土・日・祝日及び年末年始 (12月29日～1月3日)
参考数値	人口:189,395人 世帯数:88,149世帯 (令和6年4月1日現在)

(3) 設置期間 令和7年5月1日から令和12年4月30日まで

(4) 設置時期 令和7年3月下旬の市の指定する日 (予定)

デジタルサイネージ設置及び工事のスケジュールについては、市と受託者で別途協議の上、決定する。

### 2. 業務内容

行政情報や民間企業の広告等を表示することができる広告付デジタルサイネージ (以下「サイネージ」という) を受託者が制作し、設置および維持管理を行うとともに、広告枠に表示する広告主の募集等、広告にかかわる業務を行う。

### 3. 案内板の仕様

#### (1) 案内板本体

① サイズは 高さ 2100mm × 横幅 4000mm × 奥行 800mm に収まる大きさとすること。

※サイネージの台数は指定しない。

② 本体の角や縁が鋭利にならないよう加工すること。

③ キャスター付きとし、移動が可能であること。

④ 庁舎施設に負担の少ない方法で設置するとともに、地震等の際に落下や転倒しないよう、十分な対策を講じること。

⑤ 周囲と調和のとれたデザインとし、庁舎の景観を損なわないこと。(市と協議の上、決定すること。)

⑥ 電気はAC100Vを使用し、電源の開閉は開庁日(8時30分から17時15

分まで)の使用に支障がないようにタイマー等での自動制御が可能であること。

⑦ データ配信用のインターネット回線は、携帯端末を使用し無線とすること。

## (2) 表示情報

### ① 市が指定する情報 (モニター43 インチ以上)

ア 来庁者へ向けて市政情報、市内イベント情報、観光情報、災害情報等を表示すること。

イ 情報は市職員で簡易に追加、修正、削除等ができ、サイネージへの反映はオンラインで行うことができるようにすること。

ウ 配信情報の更新作業について、マニュアルの提供や操作レクチャーなど、市からの要望に合わせて対応すること。

エ 市の要望に合わせて、イベントや会議のスケジュール等、更新頻度が高い情報のテンプレートを提供すること。

### ② 庁舎案内 (モニター50 インチ以上)

ア タッチパネルを使用し、来庁者が用務先のフロア等を「課名」、「目的」、「フロア図」から検索及び閲覧できるようにすること。

イ 多言語対応とすること。山口市内の在住外国人数は多い順でベトナム人、インドネシア人、中国人、韓国人、ネパール人 となっており (令和6年5月1日時点)、その状況に対応した言語を提案すること。

各言語の翻訳ベース作成については市と受託者で別途協議の上、決定する。

ウ 庁舎案内図の作成は原則受託者が無料で行い、市は情報のみを提供するものとする。

エ 情報内容は原則として年1回更新すること。ただし部署名変更等、急を要する場合は速やかに修正を行うこと。

オ その他庁舎案内の詳細については、市と協議の上決定すること。

### ③ 広告

ア 山口市広告掲載要綱の規定に基づく広告を表示すること。

イ 音声を発する広告は認めない。

### ④ その他

モニター下部にパンフレットスタンドを28面程度設置すること。別途モニター横にパンフレットスタンドを設置することも可とする。

## 4. 民間企業等の広告

(1) 受託者は、広告主の募集、決定、広告の製作、掲出、広告主との調整等、広告に係る一切の業務を行うこと。

(2) 広告主の選定及び広告内容等については山口市広告掲載要綱及び山口市広告掲載基準を遵守すること。

(3) 掲載する広告内容については、事前に広告主より、広告主誓約書 (市が指定する様式) を徴取し、市に提出すること。その後、市の審査を受けることとし、

市が適当ではないと判断した場合は、受託者に対し広告主及び広告内容の変更を求めることができるものとする。この場合に生ずる費用は受託者の負担によるものとする。

- (4) 広告主の変更等に伴う広告の更新は必要の都度行うこと。
- (5) 広告の問い合わせ及び苦情等については、受託者で対応することとし、サイネージに受託者の連絡先を表示すること。広告であることが認識できる表示となるよう対策を講じること。
- (6) 広告内容等に関する一切の責任は、受託者において負うこと。

#### 5. 保守管理等

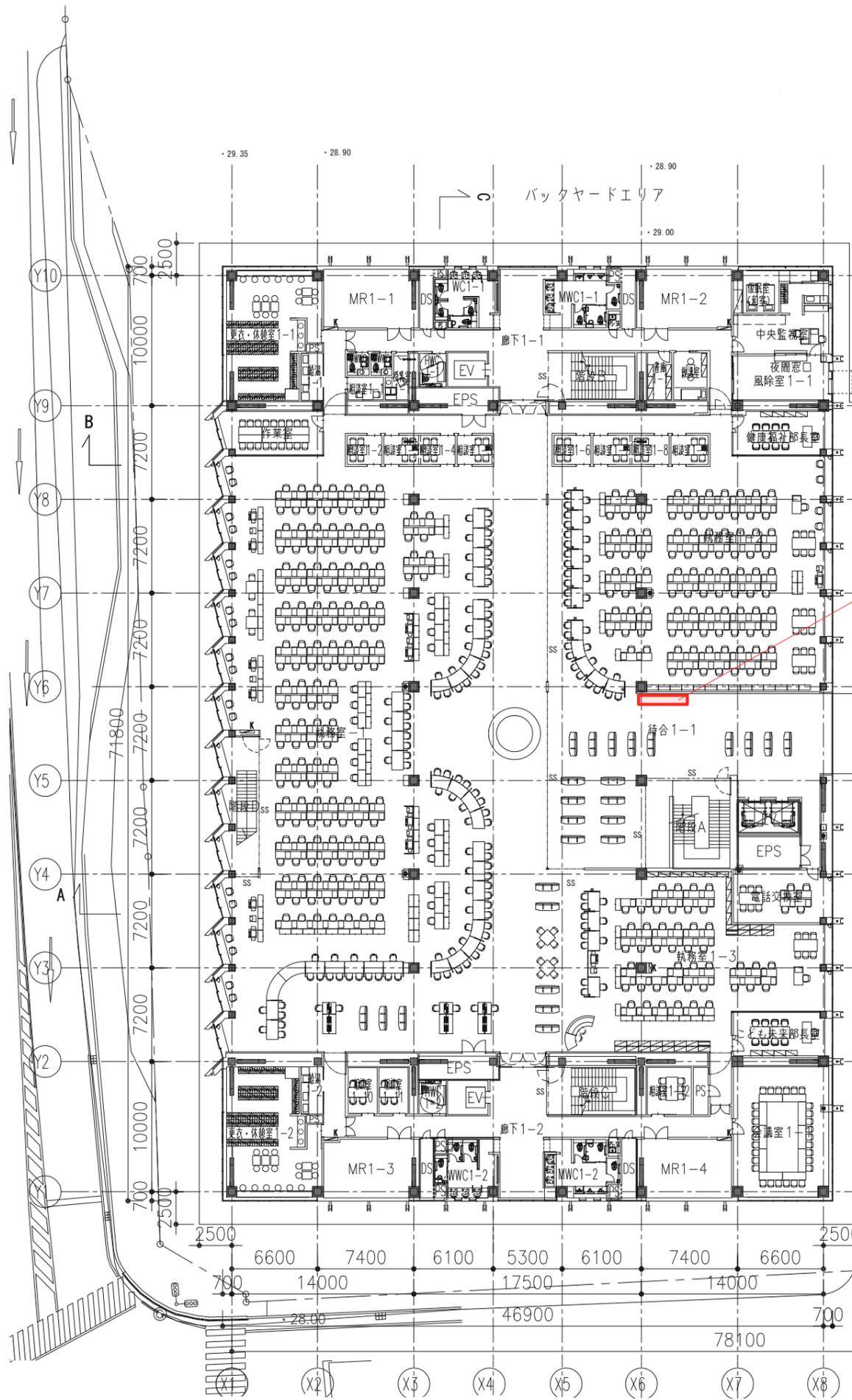
- (1) 受託者はサイネージに故障等が発生した場合、速やかに点検、修理対応が行える体制を整えること。
- (2) 受託者は市からの問い合わせに、速やかに対応できる体制を整えること。

#### 6. 費用負担等

- (1) サイネージの製作、設置、維持管理（電気料金、通信費含む）、移設及び撤去等に要する一切の費用は受託者の負担とする。
- (2) 庁舎レイアウトの変更等により、移設が必要と本市が判断した場合は、本市の指示により、事業者の負担において移設すること。
- (3) 毎年度、広告収入の一部（受託者が提案した見積金額（税込））を行政財産貸付料として、市が発行する納入通知書により、指定する期日までに支払うこと。
- (4) 電気料金は、受託者が製品カタログ等により申告する消費電力量を基に算出するものとし、市が発行する納入通知書により、指定する期日までに支払うこと。

#### 7. その他

- (1) 受託者は契約締結後、サイネージの仕様、施工方法等について、改めて市と協議し、市の承諾を得た上でサイネージの設置を行うこと。
- (2) サイネージを設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、又は担保に供してはならない。
- (3) 受託者は契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお市が必要性を認めない場合はその限りではない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、市と受託者が協議の上決定するものとする。



デジタルサイネージ設置場所

凡例

記号	内容
	屋内消火栓
	屋内消火栓消火器BOX付
SS	鋼製防火シャッター
	連結送水管放水口
	屋内消火栓(化粧蓋)
	屋内消火栓消火器BOX付(化粧蓋)
	消火器ボックス(埋込型)
	消火器ボックス(露出型)
	マホー防臭タイプSUSカバー付 (特記なき限り600φ)
	釜場
	トラップ
	SUS製トラップ (H1800以上は背かご付とする)
	人通口、摺り金物両側
	上部通気管: φ100
	下部連通管: φ125半割2か所
	オーバーフロー管 (VP200φ)
	水抜きパイプVP 50φ
	角型床点検口

1階平面図 (建築基準法上2階)